

議案第54号

北上市学校給食センター条例の一部を改正する条例

北上市学校給食センター条例（平成3年北上市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>北上市中央学校給食センター</u>	<u>北上市中野町一丁目8番54号</u>	<u>北上市南部学校給食センター</u>	<u>北上市相去町西裏1番地30</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市中央学校給食センターを廃止し、北上市南部学校給食センターを設置しようとするものである。